

# 第12回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 1 2 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 7 年 6 月 2 6 日 (金曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 4 番 吉田武司委員 5 番 山田春雄委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請承認について  
議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について  
議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について  
議案第 4 号 農地法第 3 条に係る「別段の面積」の設定について

日程第 5 協議事項 ① 7 月の農業委員会総会の日程について  
② 利用状況調査の結果について  
③ その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決  
② その他

日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 5 0 分

出席委員（10名）

1番 柴崎幸夫君

2番 畑中昭二君

3番 加藤親次郎君

4番 吉田武司君

5番 山田春雄君

6番 加山和義君

7番 齋藤定男君

8番 田中明君

9番 萩原正弘君

11番 石田秀樹君

---

欠席委員（1名）

10番 富澤貢一君

---

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、第12回和光市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日ですが、富澤委員から欠席の連絡が入っております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○柴崎会長 おはようございます。

早朝より農業委員会総会、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、先日の利用状況調査では、皆様のご協力によりましてスムーズに終わらせることができました。利用状況調査の結果ですが、以前よりも問題になる農地が減りまして、一部転用もありましたが、皆様の活動の成果だと思っております。ありがとうございました。

それでは、第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員ですが、4番、吉田武司委員、5番、山田春雄委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移りたいと思います。

議案第1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号の農地法第4条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま自己資金で農地以外のものに転用す

るための申請です。

まず、申請の経緯について説明いたします。

申請者のAさんは、現在ご高齢となり農作業することが困難な状況となっているため、農業経営規模の縮小を考えておられます。そのような折に、株式会社Bが現在使用中の駐車場を土地所有者から8月までに返還するよう求められ、近隣で代替地を探していることを聞き及び、Aさんの自己資金で駐車場を造成し、株式会社Bに一括貸しすることで賃貸借契約の合意に至ったことから、貸駐車場を目的として転用の申請が出されました。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は東側を開口部とし、幅8メートルの出入り口を設けます。場内全体は掘削を行った上、15センチの厚さで砕石を敷きます。周囲については、北側道路境界にはブロック2段積みをし、その上に1メートルのネットフェンスを設置、西側水路境界にはブロック2段積みをし、南側隣地境界にはブロック3段積みをし、その上に1メートルのネットフェンスを設置予定です。出入口付近については、掘削後15センチの厚さで採石を敷き、15センチのコンクリート舗装で仕上げます。

申請地の使用予定業者である株式会社Bは、土木建設業、産業廃棄物処理業等を主たる業務とし、本店所在地は東京都板橋区高島平5丁目\*番\*号となります。

株式会社Bは、現在、和光市白子3丁目\*番\*（仮換地白子3丁目土地区画整理事業地\*街区\*画地）の駐車場を利用しておりますが、8月に返還を求められており、申請地を一括で借りて、普通乗用車4台、普通貨物2トンダンプ1台、普通貨物2トンアームロール2台、中型貨物4トン2台、中型貨物4トンアームロール3台、ユンボ2台、鉄製コンテナ8立方メートル10台、鉄製コンテナ4立方メートル5台を収容予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の確実性については、まず、他法令との調整は必要ございません。また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、計画に示された配置により予定台数の収容が可能であることから、妥当と判断できます。

周辺農地についてですが、南側のみ隣接しておりますが、ブロックの設置により砂利等の飛散を防除する予定です。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において、計画どおりの運用を確約しており、影響はない見通しです。

隣地所有者の同意につきましては、南側隣地所有者のCさんより異議なく同意を得ております。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条「宅地化の状況が住宅等または公共施設等が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地」に該当し、転用可能な第2種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案につきましては参考人を呼んでおりますので、参考人の方に入っていただきたいと思っております。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介をいたします。

申請者、Aさんの代理人といたしまして、有限会社DのEさんに来ていただきました。Eさん、本日はお忙しいところ、ご苦労さまです。

本委員会では、転用の議案として提案されたものに対して、関係者の方に来ていただき説明をしていただきまして、それから質問に答えていくようになっております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人E 今、ご紹介がありましたDのEでございます。よろしくお願いいたします。

今回、議案として出させていただきましたのは、農地なのでこちらにお願いした形なんですけれども、Aさんは農業をやっている方で、昨年まではサツマイモを作っていたそうなんですけれども、昨年は半分ぐらいしか収穫は掘り起こすことができなかったと、あと半分は放置してしまったという話をちょうど2カ月前にその話をいただいて、でしたら、ちょうど借りたいお客さんがいるので貸していただいけませんかという話になったら、もう自分たちもできないからいいでしょうということで、娘さんもサラリーマンの方に嫁いでいますので、後継者としてはちょっとやっていくのは難しいということだったので、ちょうどそういう借りたいお客さんで、借りていただける方はBさんという会社なんですけど、たまたまそこから500メートルぐらいの場所で、今年8月に今借りているところを契約が切れるので返さなければいけない、たまたま昨年頼まれていたんですが、なかなか見つからず、今回Aさんのほうでも年齢的なものでつけれないということで、ではお貸ししましょうということで、ちょうど話がお互いにタイミングもよくお貸しいただけるということだったので、今回出さ

せてもらったという理由でございます。

よろしく申し上げます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

発言は指名してからお願いいたします。

それでは、委員の皆さんから質問を受けたいと思います。

質問ある方お願いいたします。

石田委員。

○石田委員 今現状で、少し高さがあると思うんですね。これ、道路と同じ面まで掘り下げるということですか。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人E 道路と同じぐらいの高さに切り下げたいと思うんですが、奥に行った場合はちょっと勾配をとります。ですから、50センチぐらい上がる形になるかと思いますが。

○柴崎議長 石田委員。

○石田委員 ではもう一つ、奥のほうに水路があると思うんですけども、工事のとき埋めなないように気をつけてください。水が来ている水路なので、よろしく申し上げます。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人E 極力そういった近隣にも配慮して工事のほう進めたいと思います。何とぞご協力よろしく申し上げます。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

加藤委員。

○加藤委員 鉄製コンテナというのがいっぱい並べられるようになっているんですが、それはどういうものを入れるような形なんでしょうか。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人E 車両の関係ですか。

○加藤委員 いえ、コンテナです。

○参考人E コンテナというと、屋根はなくて、要するにこういった箱形のやつです。よく工事現場なんかにも置いてあると思うんですけども、例えば工務店なんかですと、余った木なんかをちょっと入れておく、一時的に入れるだけで屋根とかなんかもないので、鉄のあれでできているやつなんです。それをコンテナというらしいんです。

○加藤委員 ただの囲いという感じですね。

○参考人E ただの箱です。

○加藤委員 そこへ産廃を積んでいくと、どんどん上へ上がって天井がなかったらかなり上まで積み上げるということはないんですか。

○参考人E ないです。

○加藤委員 それは確約してもらえるんですか。

○参考人E ええ、だから箱よりも飛び出すということはほとんどないみたいなんです。いっぱいになったら運んでいっちゃうらしいんです。

○柴崎議長 トラックに積むのがあるじゃないですか。箱みたいなやつに積むやつ。そういうコンテナじゃないんですか。違うんですか。

○参考人E そうじゃないですね。そのまま今度トラックに積めるんですね、今のやつは。2トンとか4トンに。

○柴崎議長 加藤委員、いいですか。

○加藤委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問ありますか。

吉田委員。

○吉田委員 確認なんですけれども、この鉄製コンテナは、今ご説明あったとおり、トラックに積めるということなんですけれども、これは中身は入れないでここに置くということですよ。

ただの駐車場なんで、産廃物を箱の中に入れてそこに置くということはないですよ。ただの空の箱を置くということですよ。よろしいですか。

○参考人E そこに物を入れて、いっぱいになったらどんどん運んでいっちゃうという形になるんですけれども、とりあえずそこへ一回ストックしておくという形にはなります。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 そうすると、駐車場でなくて資材置場ということになるのではないですか。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人E 両方置きます。

○柴崎議長 基本的にどこか工事現場から持ってきて一時保管するということでしょうか。

○参考人E そんな何か月も置きっぱなしとか、そういうことはないです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 それをやられると、あそこの地域はもう産廃の許可がおりないので、一時保管もたしかできないと思うので、そこは駐車場として活用してもらうのに、コンテナの中には物



を入れないでコンテナだけ置いてもらうんだったらいいと思うんですけども、その中に品物が入って置いて、いっぱいになったら捨てにいくというのだと、ちょっと資材置場みたいになってしまうので、その辺ちょっと注意していただきたい。

○参考人E そうですね、おっしゃるとおりですね。もちろんそうです。

○吉田委員 それは大丈夫ですか。確認ですけども。

○柴崎議長 Eさん、大丈夫ですか。

○参考人E はい。

○吉田委員 置かない、入れないと言ってもらわないと。コンテナだけ、中身は入れないという。

○参考人E そうですね。空のやつをずっと置いておいて、使うときは事業所へ持って行っていっぱい入れて、それをまた運んじゃうという形になります。

○柴崎議長 それでは、今のコンテナの中は空の状態でおいて、中が入っているような状態では置かないということよろしいでしょうか。

○参考人E 承知しました。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今、3丁目に置いてある状態もたしか空の状態、中身は入っていないで置いてあると思うんですよ。その状態と同じことで活用するということがよろしいですよ。だから、現場にこのコンテナを持って行って、現場でいっぱいになったら引き上げてきて、今、Bさんでやっているところにあけて、そのコンテナが余ったらこの駐車場に保管するという意味でよろしいですね。

○参考人E そうです。今もそういうふうな使い方をしています。

○吉田委員 そうですよね。それで間違いないですよ。

○参考人E はい。

○柴崎議長 よろしいですか。

ほかに質問ある方。

では1点、この入り口は何かフェンスとかやるんですか。出入り口は、あいたままなんですか。

○参考人E 出入り口だけはちょっと扉を。

○柴崎議長 扉をつけるんですか。この図面に描いていませんけれども、とりあえず扉を。

○参考人E そんなに高い扉ではないんですけども、中が見える程度の。そうじゃないと、

中にいたずらされたり、盗まれたりするのもあるみたいですから。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。よろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員 Eさん、これ、外灯はつかないの。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人E 外灯はつかないんです。

○田中委員 防犯灯みたいに。つけないの。今後またつけてくるようなことがあり得るかもしれないですけども、これ、道路側、重量ブロック2段ですよ。これ、表面に出る2段じゃないんだよね。下からだよね。下ベースから2段だよ。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人E そうです。

○田中委員 これ、余談かもしれないけれども、下ベース入れて2段だと、1段ちょっと上がるぐらいですよ。大雨のとき水が入りますよ。

○参考人E 道路からね。

○田中委員 車がかからなくなりますよね。

今の高さぐらいに基本的に仕上げをしておかないと、大雨のとき、車が使え物にならなくなりますよ。

○参考人E そうですね。この辺水がたまるんですよ。

○柴崎議長 道路に水がたまるんですか。

○田中委員 道路というよりも、畑全体に水が入りますよ。はけなくて。自然の湧水池もあるけれども、ヘリポートのところに。あの辺、皆さん駐車場を探すときは、この辺なら水が出ませんかと来るよね。かなりかぶるんですよ。エンジンがだめになるというのが多くなると思いますけれども。以上です。

○柴崎議長 一応アドバイスということで。

○参考人E ありがとうございます。今、おっしゃっていただいて本当にありがとうございます。ですから、道路側、北側の平板を今やってあるんですが、今おっしゃっていただいたように、水が中に入っちゃうんじゃないかということで、それはそのまま残そうと思っています。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは1点、今、田中委員が言われていましたが、照明はつけませんね。

○参考人E 照明はつけません。

○柴崎議長 それでお願いします。

それでは、質問がないようなので、本日はどうもご苦労さまでした。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは、今の議案につきまして意見その他あったらお願いいたします。

特にないでしょうか。吉田委員、よろしいでしょうか。

○吉田委員 さっきの確認なんですけれども、駐車場にコンテナを置いておいて、そこに産廃を入れて余ったらかたづけるといふ発言があったんですけれども、違法にならないんですか。

○柴崎議長 事務局どうですか。

○事務局(渡辺) 保管基準を満たさなければ基本的にだめだったということで記憶はしているんですけれども、再度確認しなければならないんですが、そのように理解はしております。

○柴崎議長 だめというのは、どうしてなんですか。

○事務局(渡辺) 廃棄物処理法の規定に則さなければ一時保管であってもだめだという、産廃については保管はできなかったと思います。

○柴崎議長 一時保管もだめということですか。

○吉田委員 車に積んできて車庫として置いておく分にはいいけれども、あそこでたまったらどこかへ持っていくと言っていたので、それはだめですね。積んできてシートでもかけておいて、とめて、次の日に捨てにいくというのならいいだろうけれども、それでコンテナの中に入れて仕分けして、捨てにいくと言っていたから、それはだめですね。

○事務局(渡辺) 恐らくその見解で正しいと思いますけれども、ちょっと一度確認させていただきたいと思います。

○吉田委員 最初的时候にはそういうふうには言っていたので、それだけはちょっと注意していただきたい。

○事務局(渡辺) 確かに最初のご説明ですと、難しいのかなと思います。後半といたしますか、空のコンテナしか置かないという発言でしたので、そうであれば利用は問題ないかと思えます。

○柴崎議長 一応確認をお願いします。

○田中委員 持ってきて、いっぱいになったら交換するというふうに、そういう形。

○吉田委員 空のコンテナをお客さんのところに持って行って、お客さんのところでいっぱいになったら空のを持って行って、いっぱいのコンテナと取りかえてきて、いっぱいのコンテナを今の産廃の施設にあけて、空をここに持ってくるということで最後なったんですね。それでいいんですね。

○加藤委員 ちょっと懸念な部分がある。お客さんが持ってきたやつを今度ごみ出しするというようなことがあると非常に困るわけです。確認してもらいたい。

○柴崎議長 田中委員、よろしいですか。

○田中委員 いいですよ。

○柴崎議長 ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

## 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認についてを上程いたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 ありがとうございます。

補足説明をお願いします。

○事務局（高橋） 議案第2号の補足説明をいたします。

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。この証明書は、生産緑地の指定を受けていた農地で農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなった際に、その農地を市に対して買取り申出する際の必要書類となります。

今回農業委員会に申請された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地において、Fさんをご存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものです。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て、当該

生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者をいいます。

本案件では亡くなられたFさんは79歳でしたが、この方が亡くなられたことに伴い、同居されていた奥様のGさんからの申請となります。現在は先ほど申しましたとおりの状況ですが、平成26年度の8.1調査で、農業従事日数は200日となっております。

農地の現在の状況につきましては、6月18日に齋藤委員にご同行いただいて確認してまいりました。以上を踏まえての申請となります。

土地の管理状況は、今写真をお回ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

Fさんが主たる従事者であるかどうかについてご審議をお願いいたします。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

現地確認を齋藤委員がしておりますので、齋藤委員、現地確認の結果をご報告ください。

○齋藤委員 先日、ほかのところと一緒に回ったんですけれども、現状は何も作っていませんけれども、先日もGさん本人が草むしり等やっていたので、そのまま農地にできると思いますので、問題ないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から意見等あったらお願いいたします。

石田委員。

○石田委員 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請なんですけど、ここは宅地も入っているんですけれども、登記簿地目宅地も加えても大丈夫なんですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 現況が畑となっておりますので、都市整備課に生産緑地の指定の申請をした際にこちらも含まれていた形になっておりますので、こちらも今回含めてという形での申請となっております。

○柴崎議長 いいですか。

○石田委員 わかりました。

○柴崎議長 写真は回りましたでしょうか。

それでは、意見がないようですので、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) 議案第3号の補足説明をいたします。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人Hさんからの申請となります。被相続人のIさんは、昭和4年11月23日に出生し、平成26年9月6日に85歳でお亡くなりになられています。生前の年間農業従事日数についてはご高齢で入院されていたこともあり、平成26年度の8.1調査で0日となっておりますが、経営面での協力があつたと伺っております。

相続人のHさんは、Iさんのご長男で現在51歳、平成26年度の8.1調査で年間農業従事日数は300日となっております。

今回申請された農地は5筆で、市街化区域内にあり、生産緑地の指定を受けております。

農地の現在の状況につきましては、6月9日に田中委員にご同行いただいて確認してまいりました。

今、写真をお返しさせていただきました。補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査をされた田中委員に結果をお願いします。

田中委員。

○田中委員 よく知っている方なんですけれども、現地も非常にきれいに手入れされておりました、別段変わったことがないように思います。非常にきれいにしておりました、前はちょ

っと段差がひどかったんですけども、今は健全に作っております。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

何かほかにご意見等あったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

#### 議案第4号 農地法第3条に係る「別段の面積」の設定について

○柴崎議長 続きまして、議案第4号 農地法第3条に係る「別段の面積」の設定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(高橋) 議案第4号 農地法第3条に係る「別段の面積」の設定について説明いたします。

本案件は、農地法第3条の許可要件の一つである下限面積要件に関するものです。

ご存じのとおり、耕作目的で農地の権利を取得する場合には、農地法第3条の許可を受ける必要があります。下限面積要件につきましてはこれまで何度かご説明してまいりましたが、改めてご説明いたします。

新たに農地の権利を取得する場合、取得しようとする者が現在耕作の事業に供している農地と新たに権利を取得しようとする農地の合計面積が50アール、つまり5,000平米に達しなければなりません。

議案書に添付いたしました資料をご覧ください。

農地法第3条の許可を受けて農地を取得しようとする場合の具体的な例を示しておりますので、下限面積要件がどのように影響してくるのかを事例に合わせて説明させていただきます。

まず、一番上のaさんの場合ですと、aさんが現在所有権に基づき耕作の事業に供している農地は8,000平米で、新たに権利を取得しようとする農地は1,000平米です。aさんの場合、

取得後の合計が9,000平米となることから、下限面積要件をクリアし、他の許可要件を満たしていれば農地を取得することができます。

続いて、bさんの場合ですが、bさんは所有権に基づいて耕作の事業に供している農地が2,000平米、利用権設定等による使用貸借権に基づいて耕作の事業に供している農地が2,000平米で、合計4,000平米の農地について農業経営を行っていることとなります。そのため、新たに1,000平米の農地の権利を取得すると、取得後の合計が5,000平米となり、下限面積要件をクリアするため、aさんと同様に、他の許可要件を満たしていれば農地を取得することができます。

最後にcさんの場合ですが、cさんは、所有権に基づいて耕作の事業に供している農地が3,500平米です。新たに1,000平米の農地を取得しようとした場合、取得後の合計面積は4,500平米となり、5,000平米に達しません。従いまして、cさんは下限面積要件を満たすことができず、新たに農地を取得することができないこととなります。

以上が下限面積要件が農地法第3条の許可申請においてどう影響するのかの説明となります。

実際には、ほとんどないケースですので記載しておりませんが、現在の耕作の事業に供している農地の面積がゼロであっても、新たに取得する面積が5,000平米であれば、取得後の合計面積が5,000平米に達しますので、下限面積要件はクリアすることになり、他の要件を満たせば農地を取得することが可能となります。

この下限面積要件につきましては、農地法第3条第2項第5号に規定されておりますが、平成21年12月に農地法が改正され、意欲ある農家への農地の集積や権利移動の促進、新規就農をしやすいとするという目的で、各農業委員会が地域の実情に合わせて下げることができるようになりました。同時に下限面積の引き下げについて、毎年、農業委員会で検討を行うこととされ、検討の結果、下限面積を引き下げる判断をした場合でも、引き下げないと判断した場合でも、その結果と理由をホームページで公表することが義務づけられました。

別段面積というのは、農業委員会で50アールを下回る面積を下限面積に設定した場合の面積のことを指します。この議案では、和光市農業委員会として別段面積を設定するか否かについてご審議いただくこととなります。別段面積は、1,000平米以上であれば100平米単位で設定できることとなっています。

ただし、別段面積を設定するに当たっては、農地法施行規則第17条に定めた基準がありますので、その基準に従って設定する必要があります。



1つ目の基準は、設定した別段面積未満で営農している農家数が、市内全農家数の40%以上とならなければならないというものです。

資料の右ページの表をご覧ください。

こちらの表は、和光市の1,000平米ごとの経営面積別農家世帯数とその割合を示したものです。和光市の全農家数が214戸となっておりますので、この場合、設定した別段面積未満の面積で農業経営を行っている農家数は214戸の40%以上、つまり85戸以上にならなくてはなりません。

仮に下限面積を2,000平米に設定しようとした場合ですが、2,000平米未満の農家数は48世帯で、全体の22.4%にとどまり、40%に達しないため、設定はできません。

次に、3,000平米に設定しようとした場合には、3,000平米未満で農業経営を行っている農家数が表の1段目と2段目の合計91世帯となり、全体の42.5%で、基準の40%以上となります。従いまして、和光市におきましては、下限面積は3,000平米以上に設定する必要があります。

2つ目の基準は、市内に相当数の遊休農地があり、なおかつ、下限面積を引き下げて50アール未満の農地耕作者が増加しても、地域の農業上の利用に支障を来さないと考えられる場合には、1つ目の基準に関係なく、新規就農を促進するのに適切な面積を設定できるというものです。

以上の2つの基準から、和光市では30アールまで下限面積を下げる事が可能となります。そのことを踏まえまして、和光市農業委員会として別段面積を設定するかしないか、また、設定するのであれば、その面積と理由をご審議ください。

なお、下限面積の引き下げについてはこれまでも皆様にご審議をいただいております、下限面積を引き下げるとは、農地を取得しやすい状況をつくるため、投機目的での農地取得を招くおそれがあることや、和光市の地価等を考えると、農地を取得して新規就農しようという方がいるとは余り考えられないこと、農業経営の規模拡大を考えている農家数が少なく、その農家の方々も既に50アール以上の農地を所有していることから必要性がないと判断できるなどの理由により、これまでは別段面積の設定はしないという決定をしております。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

別段面積の設定ということで、毎年議案として上程されているのですが、どうでしょうか。皆様のご意見をお願いします。

加藤委員。

○加藤委員 和光の現状を踏まえて私が考えるには、1,000平米下げて4,000平米にすることを提案したいと思います。5,000平米といっても、今、高齢化で、結構農業経営者が大変ですので、高齢化を含めた中で、4,000平米だったら農家を続けていける可能性が多いんじゃないかという感じがしますので、提案します。

○柴崎議長 面積を下げて、例えば1,000平米とか2,000平米持っている人が若干拡大するとうか、そういうことですか。

○加藤委員 下限の3,000平米まで下げることはないんですが。

○柴崎議長 ほかに意見等お願いします。

このデータというのは2010年の農林業センサスですね。

事務局。

○事務局（渡辺） こちらの算定の基礎数値につきましては2010年の農林業センサスの数字を用いております。農林業センサスは今年2月1日を基準日としまして実施されましたが、こちらの数値が、確定していない状況でございますので、確定値としまして2010年の数字を使っている次第です。以上でございます。

○柴崎議長 今言われた2月のは来年は多分出てくるんですね、データとしては。

○事務局（渡辺） 恐らく来年度につきましては確定値として公表されると思いますので、こちらの数字を用いての算定ということになる予定です。

○柴崎議長 どうでしょうか。下げたほうがいいという意見ですが。

一番危ないというか、投機されるかどうか、それが一番危険だと思うんですが、その辺のところ、吉田委員。

○吉田委員 下限面積というのは、新しく農地を取得しようという人が新しく農地を取得して、5,000平米になれば取得できるよということ、それ以下だとできないよということ、今、和光市の小規模農家の人は、結構今若い人が戻ってきて、農家を継いでいる方がいるじゃないですか。そういう農家数の人たちは結構面積が足りない人がいるかと思うんですね。そういう人たちが土地を買って広げたいなど、例えばイチゴのハウスとかを作りたいんだけど、何も買わないと、施設を作ると貸してもらえればいいけれども、いつ返さなきゃわからないとなると施設が作れないということもあって、そういうのをやる時には取得できればしたいというときに、その5反要件があると取得できないわけじゃないですか。それを3,000平米ぎりぎりまで下げれば、その人が例えば取得して、そこにそういうのをやるとい

う可能性も出てくるわけですよ。それが今の5反要件のままだと、それが可能ではなくなるということですよ。

ということは、下げてあげたほうが、例えばそういう人がいる場合は活用しやすくなるということだし、和光市の農家も少し活性化していくということにつながるというふうに思います。

○柴崎議長 確かにそれは言えますね。

事務局。

○事務局（渡辺） おっしゃるとおり、基本的な考え方として、下限面積を下げることによって新規就農者ですとか法人による農業参入がしやすくなるということは考えられます。しかし、反面、先ほど説明の中にもございましたが、投機目的として農地を取得する、そういった懸案も考えられます。

近隣4市の状況を見ますと、やはり朝霞、志木、新座につきましては、下限面積5,000平米を下限面積として設定している状況でございます。仮にですけれども、和光市が下げた場合に、ほかと比べて下限面積が低いということで、和光市に打診されるといいますか、そのような話が来るという可能性も否めないのかなといった側面はあるかと思えます。

○柴崎議長 あと1点、利用権設定は5反要件関係ないんですよ。

○事務局（渡辺） 利用権設定につきましては、下限面積の規定はございません。農業基本構想に示された基準、5項目あるんですけれども、これをクリアすれば利用権の設定は可能となります。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 以前、この話でどこかから議案に上がって、青森のほうで作っているの、そのところで1つの畑で2回つくっているから5反要件が適用できるんじゃないかということで審議した覚えがあるんですけれども、二毛作というか、それは当てはまらないということではないんですよ。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） 経営面積としての面積になりますので、耕作回数にかかわらず、面積が算定の根拠になります。

○吉田委員 二毛作だから許可してくれというのも、あのときになしになったので、なしという考えでいいんですよ。

○柴崎議長 ちょっと本当に難しいところで。個人的な意見なんですけれども、要するに、こ

のデータが2010年で、来年になるとまた値が変わってくると思うので、そこまで待ってもいいのかなというのは個人的には思っているんですけども。多くなることはないですよ。

ほかに意見ある方。

石田委員。

○石田委員 5,000平米を4,000平米に下げると、足して4,000平米になれば取得できるということなんで、4,000平米に何とかして、取得して農業規模を少し増やしたいという方が実際本当にいらっしゃるようでしたら、早目にやっておいてあげたほうがいいと思うんですけども、もし特に現状でいらっしゃらないようでしたら、ちょっと1年見て、最新データで判断してもいいかなとは思いますが。

○柴崎議長 どうでしょうか。

ちょっと私の意見で申し訳ないんですけど、来年まで持ち越しでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、今年はこれで、来年新しいデータで再検討するというところでよろしく願いいたします。

では、別段面積の設定については現状のままで5,000平米以上ということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

ということで、5,000平米ということをお願いします。

---

## ◎協議事項

### ①7月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

7月の農業委員会総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(青木) 協議事項①7月の農業委員会の総会の日程について、7月の第13回農業委員会総会の日程として、可能であれば7月23日木曜日の午前か午後でいかがでしょうか。場所は第2委員会室が取れております。日程調整のほどよろしくお願いします。

○柴崎議長 7月23日ということをお願いしたいということなんですが、どうしても都合が悪いというのであれば変更しますが、どうでしょうか。

23日、どうしてもという方いらっしゃいましたら。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

では、午前、午後どちらがよろしいですか。

(「午前中」と発言する者あり)

○柴崎議長 では、23日9時半ということで、お願いします。

---

## ②利用状況調査の結果について

○柴崎議長 続きまして、2番、利用状況調査の結果について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(青木) 協議事項②利用状況調査の結果についてでございます。

まず初めに、お忙しい中、各地区を担当していただきました委員の皆様方、ありがとうございました。

今回2日間で実施した結果に基づいて、指導対象と指導方法についてご協議いただきたいと思っております。

まず、配付した資料の確認をさせていただきたいと思っております。3種類配付しておりまして、1つ目が調査結果が示されております一番上に新倉エリアと記載された用紙と、2つ目が指導文書になりますが、農地の管理についてという文章が5種類、3つ目が農地の利用に関する意向確認調査になります。

流れをご存じかとは思いますが、簡単にご説明いたしますと、調査結果が示されている用紙の一番右の欄に指導という欄がありますが、この欄のバツ1つが通常の指導、バツ2つが強めの指導文書を農地の利用の意向確認調査と一緒に郵送するか、または口頭でお伝えするという流れになります。

それでは、ご協議いただく前に、修正と補足説明をさせていただきたいと思っております。

一番上が新倉エリアとなっている調査結果をご覧いただきまして、一番上の番号1と2でございますが、1番、新倉1丁目\*番のJさんのところと2番、新倉2丁目\*番のJさんのところでございますが、一番右の欄がバツ1つになっておりますが、こちらバツ2つということで修正をお願いいたします。申し訳ございません。

それから、調整区域の1番、新倉8丁目\*番と\*番ですが、新倉白子南エリアの調査の際に発見されて追加した形になっております。

続きまして、その下の2番の新倉8丁目\*番と\*番ですが、定期的に保全管理していると

ころが確認されていますので、担当委員さん方との協議により、6点ですが、通常の指導にしております。

続きまして、4番の下新倉5丁目\*番のKさんのところですが、今写真をお回しいたしますが、委員さんと回ったときは雑草の繁茂が見られたんですが、後日再調査したところ、写真にあるとおり、保全管理がされておりましたので、今回リストから削除して、次回追跡調査を行うということでいかがでしょうか。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしく申し上げます。

○柴崎議長 ただいま写真を回しておりますので、その写真を見ていただいてから意見を伺おうと思います。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま写真が回り終わりました。それでは、内容のほうですね。

まず、新倉エリアなんですけど、3件ありますが、これはこれでよろしいでしょうか。全部強めの指導ということなんですけど。新倉はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 続きまして、調整区域のほうに移ります。

調整区域のほうで、1番が追加されまして、あと2番が弱めの指導ということで、3番は強め、そして4番はこれはオーケーということで、5番が通常の指導ということで、よろしいでしょうか。

畑中委員。

○畑中委員 先日、皆さんで下新倉を見たんですけども、やっぱり管理ができていないところはごみの不法投棄がやはり目立った、私も何回か見に行ったところにも洗濯機とかいろいろ不法投棄が目立ってしまっていて、やはり農地の適正利用がなされていないと、土地の所有者も管理責任があると思うんですけども、そういう行政の立場からもう少し強めの、どうしても一度捨てられるとどんどん山になっていくのも現状なので、そういう点も踏まえて、申告書、報告書をお願いできればなと思います。

○柴崎議長 事務局、よろしいですか。

○事務局(青木) 先日の不法投棄の件は、事務局で清掃センターに片づけさせていただきました。今後とも、捨てられないような形で、雑草の繁茂も抑えていただくように強い指導文書を送りたいと思います。

○柴崎議長 お願いします。

それでは、調整区域は以上でよろしいでしょうか。

下新倉地区なんですけど、これ、1月にきれいにしたそうなんですけど、また草が繁茂したということなんですけど、強く指導しなくてはいけないと思います。

あとは、細かく皆さんで見ていくような形にしていきたいと思います。では、下新倉も強めの指導ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、利用状況調査については以上といたします。

よろしくをお願いします。

---

### ③その他

○柴崎議長 続きまして、その他、事務局をお願いします。

○事務局(青木) 協議事項その他はございません。

---

### ◎諸報告

#### ①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、①会長専決。

○事務局(青木) 諸報告①会長専決でございますが、今月は4条が5件、5条が2件となっております。

ただいま写真をお回しいたしますので、ご確認ください。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま写真をお回ししましたが、質問、ご意見等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、会長専決は以上といたします。

---

#### ②その他

○柴崎議長 続きまして、②その他をお願いします。

○事務局(青木) 諸報告②その他ですが、先月もご案内いたしました農業委員会の研修、農業委員研修会でございます。

お手元に配付しました平成27年度農業委員研修会の開催についてというところに記載され

ていますとおり、8月28日金曜日、午後1時半から午後4時までということで、去年と同じ羽生市産業文化ホールにて開催されます。当日は市役所に集合していただき、貸し切りバスで行く予定でございます。詳細な日程は日にちが近くなってからご案内いたしますが、お昼の手配等ございますので、欠席の場合は、お手数ですが来月の総会でご報告いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○柴崎議長 農業委員の研修会ですが、8月28日、まだ暑い中、できるだけご参加をお願いいたします。

次、申し上げます。

○事務局（渡辺） それでは、諸報告②その他の2点目になります。

本日、お手元に一般質問発言通告書とお示しした用紙2枚配付させていただいております。先の6月の定例市議会におきまして、市政に対する一般質問として農業施策関連の質問がございました。これについて報告をさせていただきます。

まず1点目が、発言順位1番の赤松祐造議員になります。こちらの発言通告書の発言事項5番になります。生活環境保全、悪臭公害防止となっているところになります。こちら南地区の悪臭公害対策の進捗についてという質問が出ております。

また、同じく発言事項2番の金井伸夫議員になります。こちらの発言事項2番、南1丁目地区の畜産農地から発生する悪臭解消についてと質問が出されております。こちらにつきましては、南地域にあります畜産農業を行っている方の農用地から臭いが発生するというところで、これに対応する対策について一般質問としまして提出されたものになります。

こちらにつきましては、農業施策に関連する質問としましては、金井伸夫議員から2問目の質問としてございました。これにつきましてご説明させていただきます。

質問の概要としましては、南1丁目地区の畜産農地から発生する悪臭について、昨年9月に行われました臭気調査におきまして規制基準を超えており、3つの改善策が挙げられております。この改善策の効果を聞くというのが概略になります。こちらにつきましては、かねてからの臭気の問題で、地域の方からの苦情等が市にも寄せられております。対応しておりますのが、悪臭防止法を担当しております環境課になりますが、そこでの対応についての質問の内容になります。定期的に臭気調査を行っておりまして、規制基準を超えてしまった場合には事業所に改善策の提出を求めまして、これに対する改善策の効果を聞かれた内容になります。



昨年9月の調査後に行われました市と事業者の協議によりまして、改善策が作り上げられております。内容としましては3つございまして、1つ目が牛糞の堆肥化促進剤の導入と攪拌頻度をふやすことによる堆肥化の時間の短縮、2番目が嫌気性発酵を抑制するため、堆肥の積み上げの工夫を行いまして、低く広く積む。3つ目が堆肥の利用促進として、農業後継者倶楽部に牛糞堆肥の利用を要請し、作物の出来栄えを検証し、良好な結果が得られた場合にはそういったものをPRして、市内農家の皆様への利用を促進するといったような改善策を考えております。

こちらに対しまして、金井議員からの2問目の質問、併せて答弁を読み上げたいと思いません。

悪臭改善対策として農業後継者倶楽部に牛糞堆肥の利用を要請し、作物の出来栄えを検証することになっているが、その検証結果はという質問になります。答弁。臭気改善策の1つである和光市農業後継者倶楽部の圃場での牛糞堆肥の検証については、同団体に要請いたしまして、その実施について承諾を得ており、現在協議を行っております。実施につきましては作物の栽培時期に合わせて行うこととなりますので、夏期の播種時期に先立って施肥を行う予定です。同団体では、毎年度新倉8丁目地域内の約1,000平米の農地で花景観形成交流事業を実施しており、この圃場での堆肥を利用しまして、例年に比べた作物の出来栄えについて検証を行いたいと考えております。

このように市民環境部長から答弁しております。

さらに追加質問がございまして、市内の農家に牛糞堆肥の利用を呼びかけても、牛糞堆肥は臭いがあるので、和光市のように民家が多く農地が住宅に近接している地域では向かないと思うがいかかという質問であります。こちらに対する答弁になります。

一般的には、牛糞堆肥については土づくりのために利用されるケースが多いようです。臭気対策の一環として牛糞堆肥の利用を促すため、農家だより等に掲載して農業者へ呼びかけておりますが、市街化区域内農地での牛糞堆肥を利用する場合には、近隣住民への配慮が必要となることも考えられます。このため、特に調整区域内の農地での利用の促進を図るため、坂下土地改良区内で活動する農業者団体等に引き続き周知を行いたいと考えておりますとの答弁を行っております。

今回このように、畜産農家に関する一般質問が上げられまして、環境課と併せまして産業振興課でも答弁をしております。農業施策に関連する部分ということで今回報告をさせていただきました。

以上になります。よろしく申し上げます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

このように臭気の問題で議会で質問がありましたが、非常に難しい問題ですが、農業委員会総会に報告という形で説明していただきました。皆様のご協力のほどお願いいたします。

その他ございますか。よろしいですか。

事務局から以上なんです、委員の皆様から何かございましたら。

萩原委員。

○萩原委員 昨日学校給食から指摘されたんですけれども、アグリパークの付近でカラスに餌をやっているという人がいるというので、作物が大変食い荒らされるというか、そういう指摘があったんですけれども、農業委員会で聞いてみてくれと言われたので。

○柴崎議長 情報は入っていますか。

事務局。

○事務局（渡辺） 今の段階ですと、カラスの餌づけについて行われているといった情報は、産業支援課、また農業委員会事務局に情報としては入っていない状況です。ですので、アグリパーク農業体験センターを管理している市民団体に確認をしてみたいと思います。また、農協などからも情報を得られればと思いますので、ご協力をお願いいたします。

（発言する者あり）

○柴崎議長 わかりました。やっているのを見たことはあるんですか。

○萩原委員 見ていないんですけれども、カラスは多いんですよね。

○柴崎議長 わかりました。

○事務局（渡辺） 実は、市民農園の区画でネコに餌づけしている方がいらっしゃるという情報は入っております。それについては、市民農園内でそういった行為はしないようにと指導等行っているところでございます。

○柴崎議長 よろしく申し上げます。

ほかによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

---

## ◎閉会

○柴崎議長 それでは、本日の農業委員会総会、皆様のご協力によりまして、スムーズに終わらせることができました。ありがとうございました。

それでは、第12回和光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年10月26日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 吉田 武司

署名委員 山田 春雄